

魅力あるコミュニティ助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人群馬県市町村振興協会（以下「協会」という。）が、市町村振興宝くじ（通称 サマージャンボ等宝くじ。以下「宝くじ」という。）の交付金等を財源として、自治会、町内会、その他これに準ずる地域住民が組織する団体（以下「コミュニティ組織」という。）の活動に直接必要な設備・施設の整備に対し、助成を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の対象)

第2条 この事業は、コミュニティ組織が実施するもので、同一年度内で完了することが見込まれる次の備品整備・施設整備事業に対して市町村を通じて助成するものとする。

(1) 備品整備

①一般備品

- ア. コミュニティ行事関連
- イ. 集会施設関連
- ウ. 地区生活安全関連
- エ. 防災関連
- オ. その他

②伝統芸能備品

(2) 住民センター整備

①新築

②改築・改修

(助成割合及び助成金額)

第3条 助成割合及び助成金額は、次のとおりとする。

(1) 備品整備の助成割合は、助成対象経費の 10 分の 10 以内とする。

ただし、助成金の額は、200 万円を上限とする。

(2) 住民センター整備の助成割合は、助成対象経費の 2 分の 1 以内とする。

ただし、助成金の額は、新築の場合は 500 万円、改築・改修の場合は 250 万円を上限とする。

(3) 備品整備及び住民センター整備（改築・改修）を併せて申請する場合の助成割合は、次のとおりとする。

①備品整備

助成対象経費の 10 分の 10 以内とする。

ただし、助成金の額は、120 万円を上限とする。

②住民センター整備（改築・改修）

助成対象経費の 2 分の 1 以内とする。

ただし、助成金の額は、80 万円を上限とする。

(4) 助成金の額は千円未満を切り捨てとする。

(助成金の交付申請手続)

第4条 市町村は、助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付申請書（別記様式第 1 号）を協会理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第5条 理事長は、交付申請を受けた場合は、当該申請書類を審査し、助成金の交付が適当であると認めた時は交付決定をし、その旨を申請のあった市町村へ通知する。

(事業の変更)

第6条 市町村は、事業内容に変更があったときには、速やかに協会と協議し、その結果必要がある場合は、助成金変更交付申請書（別記様式第2号）を理事長へ提出し、その承認を受けなければならぬ。

(助成金の交付請求及び実績報告)

第7条 助成金の交付決定を受けた市町村は、コミュニティ組織が行う助成対象事業が完了したときは、速やかに事業実績報告書及び助成金交付請求書（別記様式第3号）を理事長へ提出しなければならない。

(助成金の支払い)

第8条 理事長は、前条の書類により事業の完了を確認したときは、速やかに助成金を支払うものとする。

(調査)

第9条 理事長は、必要があるときは、市町村に対して説明を求め、又は必要な調査を行うことができる。

2 市町村は、前項の説明又は調査に対し協力しなければならない。

(市町村の責務及び協力)

第10条 助成金の交付決定を受けた市町村は、コミュニティ組織が助成対象事業を適正かつ迅速に実施しているかどうかを監督し、コミュニティ組織の経理を明らかにするため、必要な帳簿の整備、経理事務等について指導しなければならない。

2 助成金の交付を受けた市町村は、本助成事業の財源が宝くじの交付金等であることに鑑み、市町村が行う広報活動等を通じ、宝くじの広報普及活動へ協力するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年12月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月25日より施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月19日より施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日より施行する。